

国庫補助制度の変遷

水道施設整備に係る国庫補助制度について

水道事業に係る現在の国庫補助制度は、昭和27年度より開始された簡易水道施設の整備に係る補助制度（簡易水道等施設整備費補助）に始まるものである。昭和42年には、都市の急激な発展に伴う水需要の逼迫や水源の悪化等に対応するため、水道水源開発等に係る国庫補助制度（水道水源開発等施設整備費補助）が創設された。

これらの国庫補助制度については、各時期のニーズに対応するために必要な拡充がなされ、現在に至っている。（水道施設整備費補助額の推移を図1に、現在の補助対象事業を表1に示す。なお、補助制度の変遷を別添に示した。）

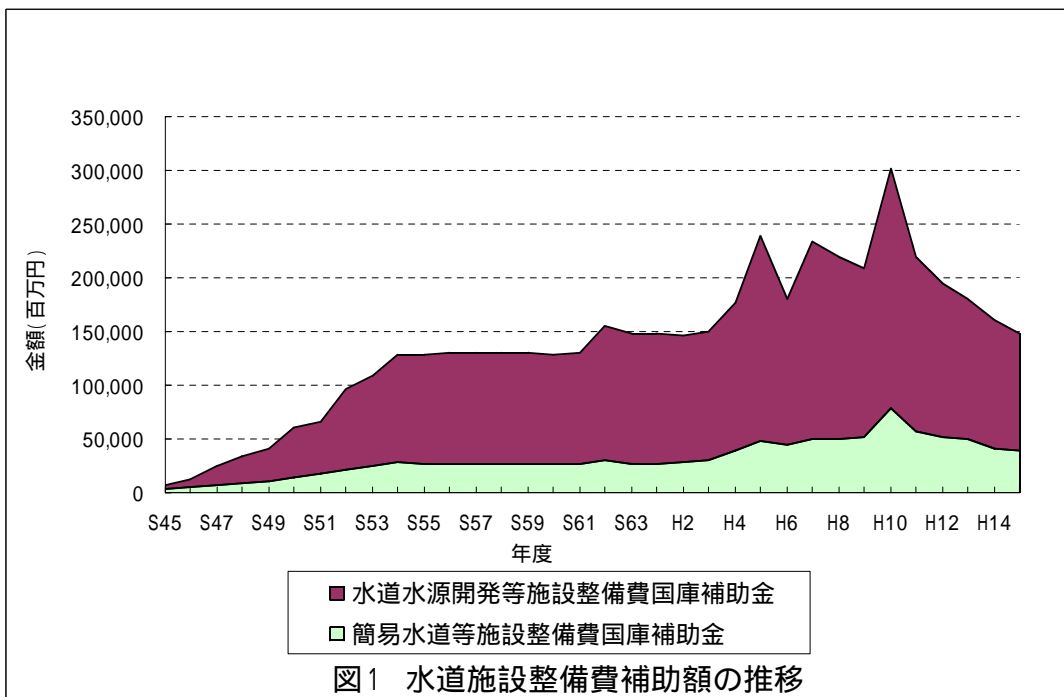


表1 水道施設整備費補助一覧表

区 分	補 助 内 容
<p>簡易水道等施設</p> <p>1 水道未普及地域解消事業</p> <p>2 簡易水道再編推進事業</p> <p>3 生活基盤近代化事業</p> <p>4 閉山炭鉱水道施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水道未普及地域解消計画に基づく水道施設の整備事業 ・簡易水道等の統合整備を行う事業 ・地域の生活様式の変化に対応可能な水量・水圧が十分なレベルの高い水道施設への整備を行う事業 ・老朽化した簡易水道施設の増補・改良事業等 ・市町村がかわって閉山炭鉱地域を給水区域とする施設
<p>水道水源開発等施設</p> <p>1 水道水源開発施設</p> <p>2 特定広域化施設</p> <p>3 一般広域化施設</p> <p>4 広域化促進地域上水道施設</p> <p>5 浄水場排水処理施設</p> <p>6 水質検査等施設</p> <p>7 高度浄水施設</p> <p>8 緊急時給水拠点確保等事業</p> <p>9 基幹管路耐震化整備事業</p> <p>10 水道管路近代化推進事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模かつ先行投資となるダム等の施設 ・水路延長7km以上の取水、導水施設 ・貯水機能の低下したダム貯水池の回復モデル事業 ・広域的水道整備計画に基づいた施設 ・2以上の市町村の区域を給水区域とする施設 ・広域的水道整備計画区域内で、特定広域化事業からの水道水の供給を受ける施設 ・浄水施設から排出される水の水質環境基準を保持するための施設 ・浄水汚泥の減量化及び再利用等の促進を図るために必要な浄水場排水処理施設の整備 ・水質検査に必要な分析機器、初度設備等の整備 ・水道水源の監視に必要な検査装置等 ・放射能漏れ事故発生の際に水道水の安全性を確認するための放射線量分析機器の整備 ・各種化学物質による異臭味被害等に対処するための施設 ・緊急時における給水確保のために配水池の容量の拡大を行う事業 ・緊急時に近隣の水道事業者間又は同一の水道事業体内で水道水の相互融通を図るための連絡管の整備 ・地震地域において、緊急時の給水拠点を確保するため配水管路等を利用した貯留施設の整備 ・地震地域において、緊急時の給水拠点を確保するため、既存の配水池等に緊急遮断弁を整備 ・緊急時に貯留施設として利用できる大容量送水管の整備 ・既設管路の耐震化を図るため災害復旧事業と関連して行う基幹管路の耐震化事業 ・石綿セメント管の更新事業 ・布設後20年以上経過した鑄鉄管及びコンクリート管の更新事業 ・管路近代化計画に基づき、直結給水を行うための管路更新等の事業 ・鉛製の配水管等の更新事業

(別添)

1. 簡易水道等水道施設整備費補助の変遷

年 度	事 項	
昭和27年	「伝染病の予防」の見地から簡易水道整備事業の創設	補助率 1/4
昭和33年	広域簡易水道事業創設	
昭和35年	区域拡張事業創設	
昭和37年	飲料水供給施設整備事業が農林省所管から厚生省所管に	補助率 4/10
昭和39年	閉山炭鉱水道施設の創設	補助率 1/3
昭和41年	補助要件の緩和(財政力指数が相当程度低く厚生大臣が必要と認めた場合 1/3)	補助率 1/4
昭和46年	増補改良事業	補助率 1/4
昭和48年	補助要件の緩和(財政力指数 0.30 以下の場合	補助率 1/4 1/3、4/10)
昭和53年	無水源地域簡易水道創設	補助率 1/4 等
昭和54年	拡張事業、増補改良事業の補助基準の緩和	補助率 1/4 等
昭和55年	基幹的施設改良事業補助対象に老朽化施設の更新事業を追加	補助率 1/4 等
昭和61年	統合簡易水道事業の創設	補助率 1/4 等
平成 元年	水道未普及地域解消事業の創設	補助率 1/4 等
平成 6年	地方生活基盤整備水道事業	補助率 1/4 等
平成 7年	簡易水道統合整備事業	補助率 1/4 等
平成 8年	無水源地域簡易水道等の補助採択基準(連絡管距離)の緩和	補助率 1/4 等
平成11年	生活基盤近代化事業の国庫補助対象の追加	
平成13年	生活基盤近代化事業の国庫補助対象の追加	
平成14年	市町村合併時の補助要件の特例	

2. 水道水源開発等施設整備費補助の変遷

年 度	事 項	
昭和41年	公害審議会「水道の広域化と水道の経営、特に経営方式に関する答申」において、「建設費の一部について国又は地方公共団体も負担すべき」と提言。	
昭和42年	水道水源開発等施設整備費に対する国庫補助制度創設 (昭和52年度より法律補助)	補助率 1/3
	水道広域化施設一般広域化施設補助創設	補助率 1/4
昭和47年	浄水場排水処理施設整備費に対する補助	補助率 1/4
昭和51年	水道広域化施設のうち、広域水道整備計画に基づく事業について補助率の一部嵩上げ	補助率 1/3
	水道広域化施設一般広域化施設法律補助(昭和52年より法律補助)	
昭和53年	遠距離導水管に対する補助の創設	補助率 1/2、1/3
	共同水質検査施設整備事業の創設	補助率 1/4
昭和57年	水道広域化施設広域化促進地域上水道施設への補助の創設	補助率 1/3
昭和63年	高度浄水施設整備事業の創設	補助率 1/3、1/4
平成 2年	高度浄水施設において、貯水池水質改善装置を新たに補助対象とした石綿セメント管更新事業の創設	補助率 1/3、1/4
平成 3年	緊急時給水拠点確保等事業の創設	補助率 1/3
平成 4年	緊急時給水拠点確保等事業緊急時用連絡管に対する補助の創設 海水淡水化施設の整備を水道水源開発施設整備費の補助対象に追加。	補助率 1/3
平成 5年	鉛管更新事業の創設 補助採択基準の下限額を設定(都道府県事業5千万円、市町村事業5百万円)	補助率 1/3、1/4
平成 6年	管路近代化事業の創設	補助率 1/3
	水道水源自動監視施設に対する補助の創設	補助率 1/4
平成 7年	老朽管更新事業の創設 被害の大きい地域において整備する海水淡水化施設の整備について補助率1/2に。 高度浄水施設整備事業の補助対象の追加	補助率 1/3、1/4
平成 8年	緊急時用井戸に対する補助の創設	補助率 1/2、1/3
	緊急時給水拠点確保等事業(貯留施設、緊急遮断弁に対する補助)の創設	補助率 1/3
	ライフライン機能強化事業の創設	補助率 1/2、1/3
平成 9年	水道水源開発施設改築事業の創設 高度浄水施設整備事業の補助対象の追加(膜処理施設整備) 補助採択基準の下限額を改訂(都道府県事業5千万円 1億円、市町村事業5百万円 1千万円)	補助率 1/2、1/3
平成10年	石綿セメント管の解消促進事業(補助採択要件の緩和)	補助率 1/4
平成11年	水道広域化施設整備費の国庫補助制度見直し 浄水場排水処理施設整備費の国庫補助対象の追加 水質検査施設等整備費の国庫補助対象の追加	
平成14年	市町村合併時の補助要件の特例	
平成15年	緊急時給水拠点確保等事業費の国庫補助対象の見直し	